

# 青森県報

第四千三百五十二号

平成二十九年  
九月二十日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による医療機関の指定……………(同) ……一
- 生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………(同) ……一
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……二
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定……………(保健衛生課) ……三
- 証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更……………(会計管理課) ……三
- 出先機関
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(西北地域民局) ……三
- 選挙管理委員会
- 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……四
- 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……四

## 告 示

青森県告示第六百六十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年九月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
原子整形外科医院	弘前市大字代官町五七の一	平成二九・二・二六
八幡町クリニク	弘前市大字八幡町一丁目二の二	二九・六・三〇
遠藤歯科	弘前市大字代官町七五の一	二九・一・三三
泊診療所	上北郡六ヶ所村泊字川原一五九の一七	二九・三・三三
ふよう調剤薬局	三戸郡南部町大字苦米地字町中二二の一三	二九・五・三三

青森県告示第六百六十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十九年九月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
	青森県知事 三 村 申 吾	

八幡町クリニク

弘前市大字青山四丁目二七の一〇

平成二九・七一

青森県告示第六百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年九月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	調剤薬局ツルハドラッグ五所川原本町店 医療法人すみれ会すみれ内科クリニック	所 在 地	五所川原市字本町二五の二 上北郡東北町上北北一丁目三四の一〇	休止年月日	平成二九・五一
-----	--	-------	-----------------------------------	-------	---------

青森県告示第六百六十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十九年九月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
-----	-------	-------

国民健康保険五戸総合病院川内診療所

三戸郡五戸町大字上市川字中坪一の一

平成二九・七一

青森県告示第六百六十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年九月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	医療法人すみれ会すみれ内科クリニック	所 在 地	上北郡東北町上北北一丁目三四の一〇	休止年月日	平成二九・五一
-----	--------------------	-------	-------------------	-------	---------

青森県告示第六百六十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年九月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
-----	-------	-------



選挙管理委員会

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
木村 広一	佐藤 一義	佐藤 正幸	寺沢 重成	橋本 暁	兼平 昭光	神 尊	松山 重一
七〃 の一	一〃 の二	〇〃 の一	六〃 の三	三〃 の一	山〃 一〇八の二	四〃 の一	の〃 五
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
大字種里町字有原一四	大字南金沢町字床夏一	大字種里町字有原二四	大字赤石町字宇名原一	大字日照田町字野脇二	大字南金沢町字上高根	大字小森町字野田一〇	大字姥袋町字大磯二七
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二九・八・二五退任

青森県選挙管理委員会告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年九月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
申祐会	佐々木進	木村明人	三戸郡南部町大字上名久井字中町一七の三	平成二九・八・一

青森県選挙管理委員会告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十九年九月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名) 自由民主党福地支部 (工藤 久夫)	異動事項	新	異動年月日
会計責任者	夏坂 慶子	旧	平成二九・八・五
	小泉 信雄		

政党以外の政治団体

政治団体の名称 (代表者氏名) 日本薬業政治連盟 青森県支部 (高橋 昭次郎)	異動事項	新	異動年月日
主たる事務所の所在地	青森市東大野二丁目一の一の五	旧	平成二九・八・三
会計責任者	佐々木 孝		
	葛西 哲		

(発行者・発行人) 青森市長 島一丁目一番一 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚三付十五円四十四銭